

配置技術者の専任等違反及び一括下請け事例の対応方針について

平成16年7月29日制定

第1 基本的な考え方

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により、配置予定技術者の専任が求められる請負金額2,500万円以上の工事（建築一式工事の場合は、請負金額5,000万円以上）について、「施工体制等立入り点検の実施」又は「中間検査」において、専任等及び一括下請けの実態を把握（以下「専任等の把握」という。）した結果、監理（主任）技術者が不適正又は一括下請けの疑義が認められる場合は、次の方針により厳正に対応するものとする。

第2 専任等の違反事例

1 措置請求書の発行

(1) 工事担当部長は、専任等の把握において違反項目があり、次に該当する場合は、認定後1週間以内に、違反項目及び是正に係る請求事項を明記した建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第12条に規定する措置請求書（以下「措置請求書」という。）により、当該工事を施工している請負業者（以下「当該施工業者」という。）に通知する。

ア 隠蔽、虚偽の届出等悪質な違反と認められるとき。

イ その他違反項目の速やかな是正が困難と認められるとき。

(2) 前項に規定する場合を除き、違反項目の速やかな是正が可能と認められる場合は、工事担当部長は、総括監督員に対して1週間以内に再度の把握作業を行うことを指示するものとする。

(3) 工事担当部長は、再度の専任等の把握において、1項目以上違反がある場合（1回目の専任等の把握における違反項目と同一でない場合も含む。）は、1週間以内に、違反項目及び是正に係る請求事項を明記した措置請求書により当該施工業者に通知する。

(4) 第2号の規定による再度の専任等の把握において違反項目が是正されたと認められる場合は、通常の専任等の把握作業に戻るものとする。

(5) 「中間検査」及び「施工体制等立入り点検」において専任等の違反が確認されたら、速やかに違反項目及び是正に係る請求事項を明記した措置請求書により当該施工業者に通知する

2 工事の一時中止及び指名の取扱い

(1) 工事の一時中止

工事担当部長は、措置請求書を発行した場合は、是正が確認されるまでの間、約款20条第2項に基づき工事の施工を一時中止させるものとし、速やかに「工事一時中止通知書」により、当該施工業者に中止の内容を通知するものとする。

(2) 報告

工事担当部長は、措置請求書を発行した場合は、「工事関係者に関する措置請求について（様式第1号）」により、総務部長（財政課）に報告するものとする。

(3) 指名の取扱い

措置請求を行った工事担当部長は、「安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱」第

5条第5項の選定基準に係る留意事項の適用において、第1号に規定する「不誠実な行為の有無」の(1)に該当するものとして取扱い、是正が確認できるまでの間は当該施工業者を新たに指名しないものとする。

3 措置請求書を発行した後の取扱い

(1) 措置請求書発行後の把握

当該施工業者から是正措置通知書が提出された場合は、工事担当部長は、速やかに総括監督員に把握作業を指示し、又は必要により「施工体制等立入り点検」を行うものとする。

(2) 工事中止の解除及び報告

前号に規定する把握作業等において、違反項目が是正されたと認められる場合は、工事担当部長は、速やかに前項で措置している工事の中止及び指名における措置を解除し、「工事関係者に関する措置請求の是正について(様式第2号)」により総務部長(財政課)に報告するものとする。

4 指名除外該当事由の報告

工事担当部長は、措置請求書の発行後、10日以内に当該施工業者から措置決定通知書が提出されないとき及び前項第1号による把握等で、違反項目の是正が認められないときは、建設業者等指名除外要綱第6項の規定に基づき、速やかに「指名除外に該当する指名業者発生報告書(様式第3号)」により市長(財政課)に報告するものとする。

5 契約解除の検討

工事担当部長は、措置請求を行った後、是正の見込みがないと認めるときは、必要に応じ、総務部長(財政課)と協議のうえ、契約の解除を検討するものとする。

6 措置請求事例の取りまとめ等総務部長(財政課)は、措置請求書の発行状況を一定期間ごとに取りまとめて市長(財政課)に報告するものとする。

第3 一括下請けの違反事例の取扱い

- 1 工事担当部長は、施行体制等立入り点検の結果を所定の様式にまとめ、総務部長(財政課)に実施ごとに報告すること。
- 2 前項の報告において、工事担当部長が一括下請けの疑義があると認めた場合は、総務部長(財政課)と協議するものとする。

第4 許可行政庁に対する通知

市長(財政課)は、一括下請けの疑義が認められる場合等建設業法の規定に違反すると疑うに足りる事実がある場合は、許可行政庁に通知するものとする。

第5 検査及び工事成績評価(案)

1 検査

監督員は、検査時において、違反項目の状況等を検査員に通知しなければならない。

2 工事成績評価(案)

検査員は、前項の内容を工事成績評価(案)の考査項目に反映させるものとする。

第6 適用

平成16年8月1日以降実施するものに適用する。